

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年6月6日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1800013 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1800043 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を、平成 27 年 8 月 31 日は 150 万円、同年 12 月 28 日は 50 万円に訂正することが必要である。

平成 27 年 8 月 31 日及び同年 12 月 28 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 8 月 31 日及び同年 12 月 28 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 27 年 8 月 31 日  
② 平成 27 年 12 月 28 日

A 社に勤務した期間のうち、各請求期間に支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が、請求期間①は平成 27 年 8 月 25 日、請求期間②は平成 27 年 12 月 25 日として保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっている。

各請求期間当時、賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、上記の日付で記録されている厚生年金保険法第 75 条本文該当の記録を請求期間①及び②の日付で保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 A 社の事業主は、平成 27 年中に請求者に支払った賞与について、支払日を平成 27 年 8 月 25 日及び同年 12 月 25 日、各賞与額を 200 万円及び 50 万円とする健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届 (以下「賞与支払届」という。) を平成 30 年 2 月 6 日に年金事務所へ提出したところ、日本年金機構は、これらの賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅しているとして、各支払日に係る標準賞与額の記録を厚生年金保険法第 75 条本文該当記録とする処理を行った。

請求者は、上記の標準賞与額に係る年金記録の訂正請求を A 社の事業主に委任しているところ、同社の事業主は、当厚生局の照会に対して、賞与支払届の各賞与支払日が誤りであったと

して、請求期間①を平成 27 年 8 月 31 日、請求期間②を平成 27 年 12 月 28 日に補正した。

- 2 A社から提出された「平成 27 年 8 月賞与」、「平成 27 年 12 月賞与」、「平成 27 年分退職所得給与所得に対する源泉徴収簿」及び「出金伝票」により、請求者は同社から請求期間①は 200 万円、請求期間②は 50 万円の賞与の支払を受け、当該賞与から請求期間①は 150 万円（標準賞与額の上限）、請求期間②は 50 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②の賞与について、請求者の賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 30 年 2 月 6 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1701330 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 1800008 号

## 第 1 結論

平成 11 年 3 月から平成 13 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 11 年 3 月から平成 13 年 2 月まで

私の母は、自身の年金受給年齢が近づき、社会保険事務所 (当時) にて将来の年金額を確認したことを契機に家族全員の年金を見直し、平成 13 年 2 月 28 日に A 市役所の窓口で私の国民年金の加入手続を行い、同年 3 月以降の保険料を母名義の B 信用金庫 C 支店の口座から振替を行う手続をした。

また、母は、加入手続の際、遡って支払える国民年金保険料についてはできる限り支払いたい旨を述べたところ、自宅に請求期間に係る保険料の納付書が郵送で届いたので、母は平成 13 年 3 月 27 日に納付書を持参して市役所の窓口へ赴き、母自身の国民年金高齢者任意加入の手続と一緒に、私の請求期間に係る保険料を一括で納付した。納付場所については、市役所の国民年金課ではなく、現金を取り扱うという国民年金課の向かい側の窓口 (名称は不明) を指示され、そこで請求期間の保険料 32 万 8,800 円を納付した。

請求期間の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

### 1 請求者は、弁護士 D、同 E 及び同 F (以下、併せて「代理人」という。) を代理人として委任し、年金記録訂正請求を行った。

代理人は、請求者の母親が平成 13 年 3 月 27 日に A 市役所の国民年金課の向かい側にあった総務課のような現金を取り扱う場所において、請求期間に係る国民年金保険料を一括で納付したと主張しているところ、同市役所は、請求期間のうち平成 12 年 4 月から平成 13 年 2 月までの期間 (以下「現年度期間」という。) に係る保険料については市役所で収納事務を行っていたが、平成 11 年 3 月から平成 12 年 3 月までの期間 (以下「過年度期間」という。) に係る保険料については収納事務を行っておらず、過年度期間の納付書を送付することは考えられないとしている上、当時の国民年金課は同市役所の 2 階にあり、同じフロア内に金融機関の出張窓口はなかった旨回答している。

また、代理人が一括で納付したと主張する 32 万 8,800 円には、24 か月分の定額保険料 31

万9,200円(1万3,300円×24か月)に加えて、24か月分の付加保険料9,600円(400円×24か月)も含まれていると考えられるが、請求者に係るオンライン記録によると、付加保険料を納付する申出を平成13年2月20日に行っていることが認められることから、国民年金法の規定により請求者が付加保険料を納付することができるのは、同年2月の保険料からとなる。

さらに、代理人は、請求者の母親が平成13年3月27日にA市役所で請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として、母親の10年日記の写しを提出しているが、同日記の当該日付欄には、請求者の母親自身が同市役所において国民年金の任意加入の手続を行った旨が記載されているものの、母親が請求者の請求期間に係る保険料を納付したことの記載は見当たらない。

- 2 代理人は、平成13年3月から平成14年3月までの期間(以下「本件納付済期間」という。)について、請求者に係る国民年金保険料が振り替えられたとする請求者の母親名義の預金通帳の写しを提出し、本件納付済期間に係る請求者の保険料収納記録が口座振替による保険料納付を示す「口」ではなく、印紙による保険料納付を示す「印」となっていることを指摘し、請求者が当該期間に係る国民年金保険料を口座振替と窓口納付で二重払いをしていることを主張している。

また、これを前提とした上で、A市役所における納付事務のミスの可能性として、同市役所が過年度期間の国民年金保険料に加えて現年度期間の保険料を含めた納付可能期間一括の納付書を作成発送し、当該納付書に係る保険料を受領し、本来であれば過年度期間の保険料を還付して現年度期間に係る保険料を収納すべきところこれを怠り、本件納付済期間に係る保険料納付があったものとして処理を行い、結果的に口座振替による保険料納付と二重払いとなり、残りの保険料はうやむやにしてしまったとしか考えられないと主張している。

しかしながら、日本年金機構G事務センターは、本件納付済期間に係る国民年金保険料は、市区町村が保険料の印紙検認事務を行っていた時期に当たるため、口座振替による納付を行っていたとしても、「口」ではなく「印」と記録していた旨回答している上、前記1で述べたとおり、A市役所が請求期間に係る国民年金保険料を収納した事実を推認することは困難であることから、代理人が主張する保険料の二重払いの事実も認めることはできない。

さらに、請求期間は基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の管理について過誤が生じる可能性は低い。

- 3 そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿確定申告書等)はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、代理人は、請求者が総務省年金記録確認第三者委員会に対して年金記録に係る確認申立てを2度行い、いずれの申立てにおいても年金記録の訂正のあっせんは行わない旨の通知を受けていることについて、著しい事実誤認と不合理な理由によるものであると主張しているが、これに対して当関東信越厚生局は、見解を述べることはできない。